

「飲食店感染防止対策強化支援補助金」 ～よくあるお問い合わせ～

令和3年8月31日時点

1 補助金対象者について

- Q1-1 今回の補助金の対象者は。
- Q1-2 「飲食店」の定義は。
- Q1-3 「大企業」, 「中小企業」, 「個人事業主」などの種類によって, 補助対象者の制限はあるのか。
- Q1-4 「会社以外の法人」は補助対象にならないのか。
- Q1-5 複数の店舗を営業しているが, 補助の加算や上乗せはないのか。
- Q1-6 本社(個人の場合は, 居住地または主たる営業所)が東京(県外)にあるが, 県内に店舗がある事業者は, 補助対象となるのか。
- Q1-7 本社(個人事業者の場合は, 住所または主たる営業所)鹿児島県内にあるが, 店舗が県外にしかない場合は, 補助対象となるのか。
- Q1-8 県の感染防止を目的とした他の補助金の対象となっているが, この補助金の対象となるか。
- Q1-9 開業して間もないが, 対象となるのか。
- Q1-10 すでに廃業したが, 廃業までの取組は対象となるのか。
- Q1-11 ゴルフ場, 温泉施設などを営業する中で, 飲食店を併設しているが, 対象となるのか。
- Q1-12 宿泊施設内に飲食店がテナントとして入っている。申請してよいか。
- Q1-13 宿泊施設内の宿泊施設直営の飲食店を経営しているが, 対象となるのか。
- Q1-14 イートインスペース(客席)があるコンビニエンスストアを経営しており, 利用者は飲食をおこなうが, 対象となるのか。
- Q1-15 社員のみを対象とした社員食堂を経営しており, 飲食を目的とした設備を有しているが対象となるのか。
- Q1-16 令和2年度鹿児島県飲食店感染防止対策支援事業で補助金を受領している場合も, 今回の事業の対象となるのか。また, 前回と今回の事業の違いは。
- Q1-17 「客に飲食をさせることを目的とした設備を有する」の定義について, イスとテーブルの両方があれば対象となるのか。また, 設備の設置場所(店舗内や屋外)で要件はあるのか。(令和3年7月15日 更新)

2 補助対象経費について

- Q2-1 具体的にどのような取組が補助金の対象になるのか。
- Q2-2 購入・設置前に補助金をもらえるのか。
- Q2-3 国, 市町村等が実施している補助金等を申請しているが, 今回の補助金と重複して申請してもよいか。
- Q2-4 県・市町村の休業等協力金や事業継続支援金, 国の持続化給付金等を受領しているが, 今回の補助金は対象外となるのか。
- Q2-5 二酸化炭素センサーのリース契約を行ったが, 補助対象になるか。
- Q2-6 換気扇の設置工事費用は補助対象になるか。
- Q2-7 換気扇の清掃費用は補助対象になるか。

- Q2-8 店舗や事業所で、マスクを忘れた方に配布するマスクを購入したいと考えているが、補助対象になるか。
- Q2-9 感染防止PR費用は補助対象になるのか。
- Q2-10 購入にあたって、特に注意することはあるか。
- Q2-11 補助金を使って購入したものについて、注意すべきことはあるか。また、購入したものを他者へ譲渡したりしてもよいか。
- Q2-12 消費税は補助対象となるのか。
- Q2-13 特定の商品（マスク等）を大量に購入しても、全ての購入費用が補助対象となるのか。
- Q2-14 消毒液は具体的にはどのようなものが補助対象になるのか。
- Q2-15 換気扇の交換・取り替えは補助対象になるか。
- Q2-16 マスクやパーティションなどを自作した場合は補助対象になるか。
- Q2-17 空気清浄器はどのようなものが補助対象となるのか。
- Q2-18 分野①消毒費用の「消毒液の噴霧装置」の表記が「手指消毒用の消毒液ディスプレイ」、物品・設備の清拭消毒の際に使用する消毒液用のスプレー（霧吹き）に変更になっているが、補助対象経費が変更になったのか。
（令和3年8月31日 更新）

3 申請手続きについて

- Q3-1 申請書は、どのように入手できるのか。
- Q3-2 申請書は、個別に送ってもらえないのか。
- Q3-3 申請書へ添付する資料は、何が必要か。
- Q3-4 補助対象となる経費は、どの期間の経費か。
- Q3-5 どこへ申請すれば良いのか。
- Q3-6 申請はいつまでできるのか。
- Q3-7 郵送ではなく、持参による申請はできないのか。
- Q3-8 普通郵便で郵送してよいか。
- Q3-9 領収書、レシート等の提出はコピーでよいか。また、明細も必要か。
- Q3-10 領収書だけでよいか。明細も必要か。
- Q3-11 レシートも挙証書類となるのか。
- Q3-12 領収所等を紛失した場合、何を提出すればいいのか。
- Q3-13 15万円分を購入し、そのうち10万円分を申請したが、交付決定額は8万円だった。追加で2万円分申請してよいか。
- Q3-14 複数回に分けて物品購入等をした場合でも、まとめて申請できるか。
- Q3-15 インターネットで物品を購入した場合など、家族あての領収書を提出してよいか。
- Q3-16 二酸化炭素センサー等が品薄のため、12月28日までに購入（納品）が間に合わない場合、先払いしても補助対象になるか。（令和3年8月31日 更新）
- Q3-17 令和3年3月に物品を購入し、4月に請求書を受け取り、支払いを行ったものは補助対象になるか。
- Q3-18 レシート等の数が多く、「第1号様式2（1）支出の部」の表に書ききれないがどうすればよいか。

4 補助金の交付について

- Q4-1 申請後、振り込まれるまでどの程度日数がかかるか。
- Q4-2 交付されない場合があるのか。
- Q4-3 審査結果は通知されるのか。
- Q4-4 県からはどのような名義で支払われるのか。
- Q4-5 申請者と交付先の口座名義が違ってても、補助金は交付されるか。
- Q4-6 法人の場合、振込口座を代表取締役個人の口座で指定してもよいか。
- Q4-7 交付について、概算払いの制度はあるか。
- Q4-8 現金で直接受け取ることは可能か。
- Q4-9 なるべく早く申請しないと、予算がなくなってしまうのではないか。
- Q4-10 当初の補助対象期間の8月31日に間に合わないため、補助上限額10万円に届かない8万円で仕方なく申請し、既に補助金の交付を受けている場合、残りの2万円分については、追加申請は可能か。
(令和3年8月31日 更新)

1 補助金対象について

Q1-1 今回の補助金の対象者は。

A 県内の飲食店を営む事業者を対象としています。

Q1-2 「飲食店」の定義は。

A 食品衛生法に基づく営業許可証（現に効力を有する飲食店又は喫茶店、菓子製造業に係る許可に限る。）に記載されている県内の施設で、客に飲食をさせることを目的とした設備（物品販売に付随して、完成品又は半完成品からの簡易な調理をしたものを飲食させることを目的とする設備を除く。）を有し、専ら集客を目的とする施設を意味します。

※ ただし、次の施設は除きます。

- ・ 旅館業法第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第3項の営業に係る施設及び住宅宿泊事業法第3条第1項の届出書を提出して行う同法第2条第3項の営業に係る施設（例：宿泊施設内にある宿泊施設直営の飲食店）
- ・ 鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号又は第3号の規定に該当する者が、その経営に実質的に関与している施設
- ・ 前号に掲げるものを除くほか、知事が特に定める施設

具体的には、補助金申請要領3ページの「2-（2）対象施設及び対象外施設の例示」をご参考ください。

Q1-3 「大企業」、「中小企業」、「個人事業主」などの種類によって、補助対象者の制限はあるのか。

A Q1-1, 2の要件に該当すれば、補助対象者となりますので、制限はありません。

Q1-4 「会社以外の法人」は補助対象にならないのか。

A 補助対象になる場合があります。

「会社以外の法人」の例として、農業法人、法人税法別表第二に該当する法人（公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等）、法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）があります。

また、中小企業団体（中小企業支援法第2条第1項第4号）で規定される事業協同組合、協業組合、商店街振興組合等も対象です。

Q1-5 複数の店舗を営業しているが、補助の加算や上乗せはないのか。

A 1店舗あたり10万円以内となっており、食品衛生法上の営業許可証に記載されている店舗を複数営業している事業者については、店舗数毎に10万円の上限が加算されます。

（例：1事業者で3店舗申請する場合は、最大30万円）

なお、複数の店舗を営んでいる事業者の皆さまは、必ず1回の申請で複数店舗分を申請してください。

Q1-6 本社（個人の場合は、居住地または主たる営業所）が東京（県外）にあるが、県内に店舗がある事業者は、補助対象となるのか。

A 本社が県外にある事業者の方であっても、鹿児島県内で対象となる飲食店を営んでいる場合は、対象とさせていただきます。

Q1-7 本社（個人事業者の場合は、住所または主たる営業所）は鹿児島県内にあるが、店舗が県外にしかない場合は、補助対象となるのか。

A 鹿児島県内で行う感染防止対策が補助対象となりますので、県外の店舗での対策は補助対象となりません。

Q1-8 県の感染防止を目的とした他の補助金の対象となっているが、この補助金の対象となるか。

A 県の感染防止を目的とした他の補助金の対象者については、補助対象外となります。

Q1-9 開業して間もないが、対象となるのか。

A 補助対象となる業種に該当し、事業を開始した実態を有しており、かつ、対象となる感染防止対策に取り組んでいれば、対象となります。

Q1-10 すでに廃業したが、廃業までの取組は対象となるのか。

A 申請時点で廃業している場合は、対象外となります。

Q1-11 ゴルフ場、温泉施設などを営みながら、直営で飲食店を併設しているが、対象となるのか。

A 食品衛生法に基づく営業許可証（飲食店又は喫茶店、菓子製造業に限る）に記載されている事業者であり、飲食を目的とした設備を有する飲食店であれば対象となります。

Q1-12 宿泊施設内に飲食店がテナントとして入っている。申請してよいか。

A 対象飲食店のテナントについては、入居施設を持つ事業者ではなく、テナント事業者が申請者となります。

Q1-13 宿泊施設内の宿泊施設直営の飲食店を営んでいるが対象となるのか。

A 同一事業者であれば、宿泊施設営業している宿泊業者に該当するため、対象となりません。

Q1-14 イートインスペース（客席）があるスーパーマーケット、コンビニエンスストア等において、利用者は飲食をおこなうが、対象となるのか。

A スーパーマーケット、コンビニエンスストアは、物品や調理した食品の販売等を主たる目的とした施設となるため、対象となりません。

Q1-15 社員のみ対象とした社員食堂を経営しており、飲食を目的とした設備を有しているが対象となるのか。

A 社員食堂は、特定の者を対象として飲食させる施設であり、広く県民が利用することができないため、対象となりません。

なお、社員以外の一般人が利用できる施設の場合は、対象となります。

Q1-16 令和2年度鹿児島県飲食店感染防止対策支援事業で補助金を受領している場合も、今回の事業の対象となるのか。また、前回と今回の事業の違いは。

A 今回の強化支援事業とは事業の主旨が異なる別事業になりますので、前回の補助金を受領している場合も対象となります。また、今回の事業は、県の飲食店第三者認証制度の対象施設となっている飲食店を支援する事業となっており、前回事業と比較して、対象施設や対象経費が異なりますので、ご注意ください。また、各事業の違いは次のとおりです。

	前回事業（令和2年度）	今回事業（令和3年度）
事業名	飲食店感染防止対策支援事業	飲食店感染防止対策強化支援事業
事業の目的	新型コロナウイルス感染拡大防止のための取り組みを行う飲食店を支援する。	県で実施している飲食店における <u>新型コロナウイルス感染防止対策現地調査及び飲食店第三者認証制度</u> に併せて、新型コロナウイルス感染拡大防止を強化する飲食店を支援する。
対象施設	日本標準産業分類の飲食店、お持ち帰り・配達飲食サービス業に掲げている施設	食品衛生法に基づく営業許可証（飲食店又は喫茶店、菓子製造業）に記載されている県内の施設で、客に飲食をさせることを目的とした設備を有し、専ら集客を目的とする施設
対象経費	感染防止対策物品の購入等	<u>飲食店第三者認証制度における認証基準に対応した感染防止対策物品の購入費等</u>

Q1-17 「客に飲食をさせることを目的とした設備を有する」の定義について、イスとテーブルの両方があれば対象となるのか。また、設備の設置場所（店舗内や屋外）で要件はあるのか。（令和3年7月15日 更新）

A 「客に飲食をさせることを目的とした設備を有する」の定義については、客に飲食をさせる設備を常備設置していれば、イス、又はテーブルのみを設置している場合でも、対象となります。

【イスのみの例】アイスクリーム店、コーヒーショップ等

【テーブルのみの例】立ち飲み屋、屋台等

また、設備の設置場所によって、対象の可否が異なることはありませんが、店舗外の屋外道路や私有地などに設備を設置している場合は、必要な諸手続を行っている、又は私有地の使用の了解を得ていることがわかる書類の写しを提出してください。

【屋外道路に係る許可を受けていることがわかる書類の例】

- ・道路占有許可書（道路管理者の許可：所管は国（国道）、県（県道）、各市町村等（市道等））
- ・道路使用許可証（県警の許可）

【私有地使用の了解を得ていることがわかる書類の例】

土地所有者との契約書、覚書、確認書等

2 補助対象経費について

Q2-1 具体的にどのような取組が補助金の対象になるのか。

A 鹿児島県では、「新型コロナウイルス感染防止対策現地調査事業及び飲食店第三者認証制度」の事業の主旨を踏まえ、補助金申請要領「4 補助対象経費」に記載してある物品等を対象とさせていただいておりますので、ご確認ください。

また、手袋・ゴミ袋などの通常の飲食営業で使用する消耗品をはじめ、汎用性が高い物品や機器等、本来の用途ではなく機能の一部のみしか感染症防止対策に該当しない物品や機器等については、補助対象経費とは認めていませんので、御注意ください。

【例】換気機能がないエアコン：対象外

近年では、空気清浄機能やウイルス除去機能が付いた商品が流通しているが、本来、室内の温度や湿度を調整することが本来の目的であり、感染症防止対策以外の用途に対する汎用性が高いため。

また、県が対象としていないにもかかわらず、あたかも対象であるかのような営業や勧誘を行う業者がいるようですので、併せて御注意ください。

Q2-2 購入・設置前に補助金をもらえるのか。

A 購入前の交付はできません。今回の補助金は、感染防止対策のために必要となる経費の内容がわかるものとして、実績報告書に領収書等を添付いただいたうえで、補助金額を確定して交付させていただくこととしています。ご理解願います。

Q2-3 国、市町村等が実施している補助金等を申請しているが、今回の補助金と重複して申請してもよいか。

A 同じ物品等にかかった費用について、本補助金と国・市町村等の他の補助金若しくは県の他の感染防止対策支援のための補助金とを二重に申請することは、補助金の重複申請となるため、申請することはできませんので、御注意ください

重複して補助金を受給した場合には、返還となります。

ただし、同じ物品の購入等に本補助金と市町村等が実施する補助金を二重ではなく、併用することは可能です。

例1) 20万円の換気扇に県補助金10万円、市補助金10万円
⇒申請可(併用)

例2) 10万円の換気扇に県補助金10万円、市補助金10万円
⇒申請不可(二重に補助金を受給している不正受給となります。)

Q2-4 県・市町村の休業等協力金や事業継続支援金、国の持続化給付金等を受領しているが、今回の補助金は対象外となるのか。

A 県や市町村の休業等協力金や事業継続支援金、国の持続化給付金については、そ

の用途が決まっていないため、本補助金の申請と重複することはありません。よって、本補助金の対象となる経費について申請できます。

Q2-5 二酸化炭素センサーのリース契約を行ったが、補助対象になるか。

A 購入のみを対象としているため、リース契約は補助対象経費ではありません。

Q2-6 換気扇の設置工事費用は補助対象になるか。

A 補助対象経費となっている機器等の設置費用については、対象となります。

Q2-7 換気扇の清掃費用は補助対象になるか。

A 清掃の外注費は、補助対象外になります。

Q2-8 店舗や事業所で、マスクを忘れた方に配布するマスクを購入したいと考えているが、補助対象になるか。

A 訪れる方へのマスク着用の周知徹底を図った上で、それでも忘れてしまった方のために使用する目的で、予備的に購入するものは対象となります。

Q2-9 PR費用は補助対象になるのか。

A ポスター、チラシ等の印刷費のほか、チラシ折り込み費用やデザイン作成等の外注費については、補助対象外になります。

Q2-10 購入にあたって、特に注意することはあるか。

A 物品等を自社内部の取引、個人間での取引、オークション（ネットオークション含む）によって購入した場合及び中古品の購入については対象外となります。

また、支払いについては、現金又は申請者のクレジットカードで購入したものが対象であり、各種ポイント、金券、商品券（プレミアム付き含む）、クーポン、仮想通貨等で支払ったものについては対象外となります。

なお、購入に当たっての手数料（送料、振込手数料、代引手数料）については、補助の対象となります。

Q2-11 補助金を使って購入したものについて、注意すべきことはあるか。また、購入したものを他者へ譲渡したりしてもよいか。

A 補助金により取得等したものについては、各事業者の皆様の自主的な感染防止強化対策への取組に対する支援という趣旨をご理解いただき、その趣旨に沿った適切な使用等をお願いします。したがって、他者への譲渡や貸し出し、感染防止対策以外の目的での使用は認められません。

Q2-12 消費税は補助対象となるのか。

A 消費税は補助対象外となりますので、必ず「税抜価格」で積算の上、申請してください。

Q2-13 特定の備品（マスク等）を大量に購入しても、全ての購入費用が補助対象となるか。

A 全ては補助対象にならない場合があります。事業者の規模に応じて、年度内に消費できないと思われる場合は、補助期間内の必要数を確認し減額する可能性があります。

Q2-14 消毒液は具体的にはどのようなものが補助対象になるのか。

A アルコール消毒液（濃度 60%以上 95%以下のエタノール）、次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素系漂白剤）、次亜塩素酸水、亜塩素酸水が補助対象経費になります。消毒方法等については、厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」を御確認ください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html）

Q2-15 換気扇の修理・交換・取り替えは補助対象になるか。

A 補助対象経費になります。

Q2-16 マスクやパーティションなどを自作した場合は補助対象になるか。

A マスクやパーティションなどを自作した場合の材料費は補助対象経費にはなりません。

Q2-17 空気清浄機はどのようなものが補助対象となるのか。

A 空気清浄器については、厚生労働省のHP「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」（<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>）及び「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>）において、窓からの換気と併せて、過般式の空気清浄器を併用することは換気不足を補うために有効とされ、空気清浄機は、HEPAフィルタによるろ過式で、かつ風量が5 m³/min 程度以上のものを使用することとされています。

このことから、本補助事業において補助対象となる空気清浄機は、HEPAフィルタを用いた空気清浄器に限定しています。

Q2-18 消毒費用の「消毒液の噴霧装置」の表記が「手指消毒用の消毒液ディスペンサー、物品・設備の清拭消毒の際に使用する消毒液用のスプレー（霧吹き）」に変更になっているが、補助対象経費が変更になったのか。
（令和3年8月31日 更新）

A 消毒液の噴霧装置の表記が、消毒液の空間噴霧装置等と誤解を招きやすい表記であったことから、今回の申請期間の延長に併せて、表記をより具体的に修正しているものであり、補助対象経費の変更ではありません。

なお、本事業の対象経費は、飲食店第三者認証制度の認証基準を適合するための感染防止対策の物品購入費等に限定していますので、対象の可否についてご不明な点がありましたら、購入する前に、専用コールセンターにお問い合わせください。
（令和3年8月31日 更新）

3 申請手続きについて

Q3-1 申請書は、どのように入手できるのか。

A 鹿児島県のホームページからダウンロードできます。

- ・ 鹿児島県HP：ホーム > 産業・労働 > 商工業
> 飲食店の感染防止対策を支援します（飲食店感染防止対策強化支援事業）
（または、「鹿児島県 飲食店 感染防止対策強化支援事業」で検索）
もしくは、以下の機関等でも配布をしております。
- ・ 県地域振興局・支庁の総務企画課（離島事務所の総務課（係））
- ・ 県下商工会議所，商工会

Q3-2 申請書は、個別に送ってもらえないのか。

A 申請者数が多数に及ぶため、個別送付には対応しておりません。

Q3-3 申請書へ添付する資料は、何が必要か。

A それぞれ、以下の資料を添付してください

- (1) 申請額を証する領収書等の写し
- (2) 誓約書
- (3) 振込先の口座の通帳の写し（通帳の表面及び1・2ページ目）
- (4) 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（飲食店，喫茶店又は菓子製造業に限る）
- (5) 営業の様子を撮影した店舗等の写真
（外観で屋号が確認できるもの。内観で店内飲食ができる施設を有することが確認できるものを各1枚ずつ）

Q3-4 補助対象となる経費は、どの期間の経費か。

A 補助対象期間は令和3年4月1日から令和3年12月28日までとしています。
感染防止対策の経費として、その期間内に購入し、支払いを終えている必要があります。

なお、補助金の不正受給を防止する観点から、納品まで必ず終わらせるようにしてください。（令和3年8月31日 更新）

Q3-5 どこへ申請すれば良いのか。

A 以下へ郵送してください。

- ※ 差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。
- ※ 郵送料金は、申請者の御負担となります。

〒892-0825

鹿児島市大黒町 1-3 ブラザー鹿児島ビル 3階-1 内
鹿児島県飲食店感染防止対策強化支援事業事務局 宛て

Q3-6 申請はいつまでできるのか。

A 令和3年7月1日木曜日から令和3年12月28日火曜日（当日消印有効）までです。（令和3年8月31日 更新）

Q3-7 郵送ではなく、持参による申請はできないのか。

A 新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、持参による申請は受け付けておりません。

Q3-8 普通郵便で郵送してよいか。

A 個人情報を含むこと、また、万一申請書類が届かない状況が生じた場合に申請者で追跡確認ができるよう、簡易書留やレターパックでの申請をお願いしております。

Q3-9 領収書、レシート等の提出はコピーでよいか。また、明細も必要か。

A 後々に確定申告等で必要となることが想定されることから、コピーしたもので可能です。また、複数の物品を同時に購入した場合や領収書のみでは購入した物品の内容等がわからない場合は、明細（納品書等）のコピーも提出してください。

Q3-10 領収書だけでよいか。明細も必要か。

A 詳細が確認できない領収書等の場合、明細（納品書等）も提出してください。

Q3-11 レシートも挙証書類となるのか。

A 補助対象の品目が明記されていれば、レシートも挙証書類となります。

Q3-12 領収書等を紛失した場合、何を提出すればいいのか。

A まずは、購入先で領収書の再発行等を行ってもらえる場合がありますので、購入店などにご相談いただきますようお願いいたします。

再発行の対応ができない場合は、名称の如何を問わず、何らか取引が分かるものを提出してください。例えば、通帳の該当箇所のコピーとともに、その内訳が分かる伝票の写しを提出することで、領収書等に代えることは可能とします。ご提出いただく書類によって、個別に判断させていただきます。

なお、挙証資料が何も無い場合は、補助対象外とさせていただきます。

Q3-13 15万円分を購入し、そのうち10万円分を申請したが、交付決定額は8万円だった。追加で2万円分申請してよいか。

A 申請は1回のみです。Q4-10に該当しない場合は、追加申請はできないため、あらかじめ上限額を超えた分まで申請してください。

Q3-14 複数回に分けて物品購入等をした場合でも、まとめて申請できるか。

A まとめて申請できます。申請は1回のみなので、必ずまとめて申請するよう注意してください。

Q3-15 インターネットで物品を購入した場合など、家族あての領収書を提出してよいか。

A 必ず事業者又は事業所あての領収書等の提出が必要です。

Q3-16 空気清浄機等が品薄のため、12月28日までに購入（納品）が間に合わない場合、先払いしても補助対象になるか。

（令和3年8月31日 更新）

A 購入等の実態を確保するために、支払いが終了し、納入まで完了されるようお願いいたします。よって、12月28日までに支払いが終わっていても、納入がなされないものは補助対象にはなりません。（令和3年8月31日 更新）

Q3-17 令和3年3月に物品を購入し、4月に請求書を受け取り、支払いを行ったものは補助対象になるか。

A 3月に物品を購入していることから、補助対象にはなりません。

Q3-18 レシート等の数が多く、「第1号様式2（1）支出の部」の表に書ききれないがどうすればよいか。

A 第1号様式の2（1）支出の部の表を適宜追加して記載いただくか、県ホームページに掲載している「追加記載用様式」に記載して提出してください。

4 補助金の交付について

Q4-1 申請後、振り込まれるまでどの程度日数がかかるか。

A できるだけ速やかに交付できるよう努めますが、申請ごとに領収書等で支払い内容を確認する必要があることから、一定の時間を要することをご理解ください。

申請書類一式を受理後、不備がない場合は1か月以内を目処に対応を予定しています。

なお、書類に不備等があれば、確認のために時間を要しますので、申請の際は、十分に申請内容をご確認の上、ご提出ください。

Q4-2 交付されない場合があるのか。

A 審査の結果、補助対象施設や補助対象経費ではなかった場合などにより、交付しない場合や申請額から減額する場合があります。

Q4-3 審査結果は通知されるのか。

A 審査終了後、速やかに確定額とともに通知します。

Q4-4 県からは、どのような名義で支払われるのか。

A 県からではなく、県から委託を受けた事務局運営者からの振込になります。皆様の通帳に「(カケン)カンセンボウシシエン」と記帳されます。

なお、お振り込み先の金融機関によって通帳に記帳される文字数に制限があるため、途中までしか表示されない場合があります。

Q4-5 申請者と交付先の口座名義が違ってても、補助金は交付されるか。

A 交付できません。同一名義でお願いします。

Q4-6 法人の場合、振込口座を代表取締役個人の口座で指定してもよいか。

A 法人に対する補助金ですので、申請者である法人の口座を指定してください。

Q4-7 交付について、概算払いの制度はあるか。

A 概算払いは行いません。精算払いのみです。

Q4-8 現金で直接受け取ることは可能か。

A 口座振込のみとなります。

Q4-9 なるべく早く申請をしないと、予算が無くなってしまうのではないか。

A 早い者勝ちではありません。申請期間内に受け付けたものは、要件を満たせば全て対象となります。

Q4-10 当初の補助対象期間の8月31日に間に合わないため、補助上限額10万円に届かない8万円ですら申請し、既に補助金の交付を受けている場合、残りの2万円分については、追加申請は可能か。
(令和3年8月31日 更新)

A 補助対象期間・申請期間の延長に伴い、9月30日までに申請させた方で、申請額が補助上限額（1店舗あたり10万円）に満たしていない場合、その差額の範囲内で1回のみ追加申請ができます。追加申請用の書類については、県ホームページに掲載していますので、必要書類を提出してください。(令和3年8月31日 更新)